

## ✚ 貨物概要

自転車のフレームに取り付ける人造繊維（ポリエステル繊維）の織物製の小物入れ。

幅 12.7 cm、高さ 7.6 cm、まち 2.5 cm のファスナーで閉じるタイプのもの。

（内部にプラスチックで箱状に成形したものを入れている。）

底面と前面にそれぞれ 2 本の面ファスナーを取り付けている。

自転車の 2 本のフレーム（トップチューブ及びヘッドチューブ）に固定できる。

## ✚ 分類

関税率表第 4202.92 号（統計番号 4202.92-000）の外面が紡織用繊維製のその他の容器

## ✚ 分類理由

自転車の附属品については、関税率表第 87.14 項に規定されていますが、本品は、自転車に取り付けられていない状態でも小物入れとして携帯使用できるものであり、自転車に専ら又は主として使用するとは認められません。

また、本品は、関税率表第 87.14 項の規定（自転車等の附属品）よりも特殊な限定をして記載している、同表第 42.02 項（バッグ等の容器類）にも該当すると認められます。

したがって、本品は関税率表第 17 部注 3、同表解説第 17 部総説（Ⅲ）（b）及び（c）、同表第 87.14 項並びに同表第 42.02 項の規定により、外面が紡織用繊維製のその他の容器として、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい

では、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）